令和元年度第１回　大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会　議事概要

日時：令和元年７月３０日（火曜日）午後２時から午後４時まで

場所：大阪府庁新別館北館１階　会議室兼防災活動スペース２

委員：潮谷部会長、河本委員、左古委員、東谷委員、宮﨑委員

議題：１　令和元年度ケアマネジメント推進部会での検討事項について

２　障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果について

３　報告書の方向性と進め方について

概要

**１　議題１「令和元年度ケアマネジメント推進部会での検討事項について」**

（資料１について、事務局より説明）

（部会長）

* 資料１の議題の今年度の検討事項について、その他検討すべきことやここに挙げられている中で、もう少し違う視点で検討すべきことなど、ご意見をいただきたい。

（委員）

* 人材育成は、大切な議題だがアドバイザー会議でも検討されているので、この部会として、より現場の相談員を下支えする仕組みづくりを検討できればと思う。
* 私の市町村で、特定相談支援事業所の聞き取りを実施したが、どこも一様に多くのケースを抱え、厳しい状況で、１つの事業所がバーンアウトしたら、市全体の相談支援体制が崩壊してしまう危機的な状況にある。
* 計画相談が始まったことで、困難事例や「触法」のケース、「8050問題」など、今まで潜在化して見えなかった事例が明らかになったことは、すごくいいことである。
* 専門性の高い支援が必要なケースを制度の枠を超えて支えている現場があり、その人たちをスーパーバイズできるような仕組みやリアルな事例検討の場で支援の方法をアドバイスできるような人材派遣などが、府としてできないか。そのような議論をお願いしたい。
* 昨年末の報酬改定に伴う相談支援のアンケートでも、計画相談が始まって７年にもなるが、未だ１人事業所が多く、人を増やすだけの財政基盤がないという報酬の問題がある。
* アンケートをもとに、既に府から国に改善を要望していただいているが、併せて、地域の市町村の相談支援の現場を支える仕組みをぜひとも議論していただきたい。
* 相談支援部会も設置されていない市町村も多く、相談支援部会の設置を進めて、既設置済み市町村とのパイプづくりなど、そんな支援の仕組みの構築もひとつの方法だと思う。

（部会長）

* １人の相談支援で事業所を立ち上げている方も多く、アドバイスがほしいだけでなく、心理的な支援も必要。困難事例も多い中、それを地域の中で上げていくシステムが確定していない地域もある。
* そのようなところを府で少し検討できないかという意見だと思うが、事務局の考えは。

（事務局）

* アドバイザー制度や個別のアンケートなど、いろいろな場で相談支援事業所にお聞きすると、「しんどい」という声があることは認識している。
* 後ほど主任相談支援専門員の役割等のところで説明させていただくが、府として、市町村をバックアップする組織・体制や個別の派遣制度のようなものが可能かどうかについても、今後検討させていただく。

（部会長）

* いくつか地域の事例を集めて、紹介してもらうのもひとつ重要なこと。
* 相談支援の事例検討会に参加することもあるが、「自分自身が悩んだときに相談ができない」とよく聞く。一方、「自分は、あそこの事業所とつながっている。」という話も聞くが、それが一つの体制としてある程度大事だと思う。
* 「カウンセラーは自分のカウンセラーを持つというのが原則だ。」と言われるように、相談支援も「自分にアドバイスをしてくれる相談支援を持つ。」ということは、必要な最低限度のことである。ただ、地域につながっていかないと難しい面もある。文言として入れても問題ないのか、どうなのかというところだと思うが、いかがか。

（委員）

* 先程の委員の意見は、根幹の相談支援専門員、現場の相談支援専門員の課題。最初にそのような体制もできずに、計画相談が始まり、後から相談支援専門員が疲弊しながらついていっている。
* みんなが期待する相談支援専門員像と法律に決められた相談支援の役割には、乖離があり、その狭間で苦労しているのが、相談支援専門員の現状。
* 報告書に何を載せていくのかを明確にし、どこのコマンドに書き込むのか体系的に決めなければ、論議になれば、たくさん言いたいことがあるので、それだけで終わる。
* 何をメインにするのか、先の委員からご指摘があった視点をどのように入れていくのか、共通理解の上に論議を始めないと収拾がつかなくなるのではと懸念している。

（部会長）

* 報告書の視点の中に入れていくような形で検討するか、実際に体制として出せるか、この部会では難しい面もあるかもしれない。

（委員）

* 委員のおっしゃるとおり、変に散漫になって形にならないというのも問題である。
* 先延ばしにできない課題であるので、この部会としての議論が十分に形にできないということであれば、また、別のところでも形を作っていただけたらありがたい。
* 現場は、先延ばしにできない、かなり切羽詰まった状態。１日でも早く、何らかの方向性を示すことが、相談支援を続けていただける糧となるのではないかと思う。

（委員）

* 現場は大変な状態。報酬改定、主任相談支援専門員、体制加算等々、さらに研修が増加する中で、現場は何か新しい仕組みが出るとネガティブに捉えているところが割と多くなっている。
* 主任相談支援専門員の役割のところで、「これで何か体制が作っていけるのではないか」とか、「ちょっと元気になれるのではないか」とか、「地域づくりにも一歩踏み出せる」とか、相談支援専門員が、少しでも前向きになれる指針的なものを報告書でまとめていければと思う。

（部会長）

* それぞれの取組みの目的の中に、そのような視点を常に入れながらまとめるのは大事。

（宮崎委員）

* 資料１について、ワーキングでは新カリキュラムは仮案で検討していただいていると思うが、それを踏まえて、部会では、９月の国研修で出された新カリキュラムに基づき検討し、最終、修正後に研修案を作る、チェックする、その後、３回目の部会で完成という形になるとのことだが、この間には何もしないのか。

（事務局）

* 今年度はワーキングを設置せず、９月の国研修参加メンバーで、昨年検討していた新カリキュラムの追加・修正を行い、第２回部会で報告させていただく予定。それまでに事務局作成の報告書（案）をお示し、第３回部会までの間にも委員の皆さまからご意見を頂き、第３回部会には最終報告書として取りまとめる予定。

（部会長）

* ワーキングはないが、検討するチームがあり、そこから修正案も出てくるということ。

**２　議題２「障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果について」**

（資料２について、事務局より説明）

（部会長）

* 資料２の調査結果について、ご意見をいただきたい。

（委員）

* 調査結果をどう認識しているのか教えてほしい。
* 相談支援部会等、自立支援協議会での検討が出されているというのが増えたと言っても５０％に満たない状況であることがどうなのか。この調査からどのような課題が見出されたのか。

（事務局）

* 調査としては、毎年、項目を同じ形で、あえて設定している。
* 例えば、調査結果を見て個別に市町村にヒアリングし、先進的な取組みをされている市町村を好事例として紹介する形などで、この調査を活用している。分析というよりは、これをもとに個別にヒアリングして、どうしていけばいいのか対策を考えている。今年度は、これからヒアリングを行う予定。

（委員）

* 資料の２ページで、相談支援専門員数が1,949名、昨年は1,792名で157名の増加。
* 資料３で、相談支援の初任者研修５日課程が809名、相談支援専門員の増加が157名で20％弱となる。府の課題として、毎年20％前後が残っていたかと思うが、20％切ったのか。

（事務局）

* 従事率は去年が21％で、今年は若干上昇。修了した年の従事率しか把握ができていないため、２年目の方が辞められたりとかは追い切れていない。今年は27.9％。

（委員）

* 令和元年度の初任者研修は、定員割れか。

（事務局）

* 年3回相談支援初任者研修を実施。定員割れまではしていないが、今年度は定員すれすれぐらい。

（委員）

* 昨年の報告で相談支援が1.9名となっているが、１事業所に増やしていかなければならない。
* 昨年度は、26％従事者が増えたということで今後に期待。

（委員）

* 資料２の11ページ。基幹相談支援センターが１か所減っているが、どこかと協働しての減少か、市町村が基幹相談支援センター自体の運営を辞めたのか。

（事務局）

* 委託先が基幹相談支援センターを担うのは難しい状況になったためとのことで、当該市は、来年度までに新たに委託先を探して、再設置したいと聞いている。

（委員）

* 今年度は、基幹相談支援センターは、休止か。直営でもやっていないのか。

（事務局）

* 委託先なしというような形で、直営でもやっていない。委託から直営に変えた市町村はあるが、それは継続でカウントしている。現在１市は委託から無しに変わった状況。

（委員）

* このような状況も、今の相談支援体制の実情を表している。質の向上を押し出したときに、どこまで響くものが示せるのか、「いや、量でしょう、まず、設置でしょう」というのが実情。市町村ではその件で怒られることも多々あり、しんどいかと思う。

（委員）

* 市町村での相談支援体制をどうしていくかということを議論する場が基幹相談支援センターも設置なしでいけているところは、これからどうしてしていくのかと思う。
* 主任相談支援専門員の役割が、基幹をベースに活躍していく国の仕組みづくりをしていく中で、基幹の設置予定なしで、その市町村の相談支援はどのような方向に向かっていくのか、その辺りを考えていかなければいけない。

「設置予定なしですか。」では、済まなくなってくるのではないかと懸念している。設置予定なしでも、後に検討するならまだ脈があるが、そこをとても心配している。

（部会長）

* 基幹の位置づけについては、市町村ごとに数だけでなく内容も違う。その辺りもヒアリングで整理できる部分は、整理してもらいたい。
* 大阪の場合は、委託相談事業所という形で委託しているところも多く、かつ基幹もある場所も基幹がないところもある。そのようなところの相談体制がどうなっているのか、整理しておく必要がある。ヒアリングの際に、そのようなところを情報収集していただきたい。
* 資料３ページの計画相談の実施状況では、摂津市、豊能町が、ほとんどが計画実施で100％という状況。セルフプランもない。どのような状況の中でそうなのかというところや、セルフから計画相談に移行と聞いて、実際、進んでいるのかどうかというところもわかってくれば良いと思う。
* セルフは自己決定の上で、すごく重要なもの。一方、流れの中で計画が作られているという状況で、家族の状況やしんどさが表になっていない方もいる。必要な方には、計画相談を付けていくというのが大事なところ。

（委員）

* 豊能町とかは、絶対数が少ないのでこの形になっているのかと思う。
* セルフプランを否定するものではないが、本来は、十分な支援を受けて、本人が、支援がなくてもできるようになったという意味でのセルフプランは、とても大切なことだが、現状のセルフプランの数字に表れているのは、支援が十分に届けられないため、セルフプランに流れているということが多くあるのではないか。
* 今、どこの現場もぎりぎりの中で、バーンアウトしたら、バーンアウトをした事業所が担当していた相談者の数を支えられる周りの環境ではない。結果、セルフプランにならざるを得ず、本当に必要な支援が十分に受けられないことが発生するので、とても問題である。

（部会長）

* セルフプランと計画相談の実施状況の中で見えてくる特徴的な市の取組みがあれば出していただき、また、調査についての追加項目などの意見があれば。

（委員）

* 達成率を調査しているというだけではなく、市町村として、計画相談、プランを書くことにどれぐらい期待をしているのか、どこかで本音を聞きたいというところもある。
* 相談支援専門員への市町村ルールがたくさんあり、何日までに書類が届いていなければ請求してはいけない、いったんセルフに移った人は、サービスが増える等の何かの理由がなければ、計画相談には戻せないなど。いろいろな市町村を対応していると、ルールが違うために余計な労力をしている。
* 市町村で独自に設けているルール、何のためにそのルールを設け、期待しているのか、その辺りを聞いていただければ非常にありがたい。

（部会長）

* アンケートではなかなか出てこないかもしれないので、ヒアリングのほうがいいかもしれない。
* 調査結果のことについては、以上でよいか。

**３　議題３「報告書の方向性と進め方について」**

（資料３、参考資料１－１・１－２、参考資料２、参考資料３について、事務局より説明。）

（部会長）

* 報告書の内容について、ご議論いただきたい。特に主任相談支援専門員の位置づけが新しくなり、また、研修も新しい体系になっていく中で、報告書をどのような形にもっていくのか、ご意見をいただきたい。

（委員）

* 主任相談支援専門員の受講者の枠は、各市町村からの推薦で40数名とのことだが、主任相談支援専門員の配置は、基幹相談支援センターや特定事業所加算の要件になっている中で、各市町村１名というのが、市としては厳しいという意見が前回の部会で発言があったと思う。
* 大阪市は24区の各区に基幹相談支援センターがあり、大阪市も１名というのは大きな問題になると思うが、いかがか。

（事務局）

* 本研修の演習では、講師の他に、５、６名程度のグループごとに経験豊富なファシリテーターを１名つけるため、研修全体の進行、講師、ファシリテーターの確保、スケジュール等を踏まえ、今年度は、まずは５０名でスタートさせていただきたい。
* 市町村からの推薦は１名を基本とするが、推薦のない市町村も考えられることから、複数人の推薦も可能とする。定員を超過した場合は、自立協議会への参加や、府の研修講師・ファシリテーターなどの役割を担っているかなども含めて受講者を決定する。

（委員）

* 府下４３の市町村で、各市町村１名ずつというイメージか。

（事務局）

* 今回はそのようになる。

（委員）

* 定員の５０名は、今年度はということか。未来永劫ずっと５０名か。

（事務局）

* 今年度の主任相談支援専門員養成研修の修了者には、来年度以降の講師・ファシリテーターを担っていただくので、修了者が増えてくれば、来年度の定員も検討できると思う。

（委員）

* 今年度は初回であり、講師・ファシリテーターを担える人材の数から見て５０名ということか。

（事務局）

* 今年は、講師とファシリテーターが確保できない。来年度以降は、検討できると思う。

（委員）

* 初年度は様子見かと思うが、A委員の発言のように、特定事業所の加算の要件になっている事業所から市町村に要望をあげてくるところもあると思う。
* 将来ずっと市町村１名であれば大変なので、そこをアナウンスした上に、「今年度は、初回ということもあって」ということを強調しておく方がいいかもしれない。

（委員）

* 2020年から新カリキュラムになる大阪府の主任相談支援の役割の中に、実習受け入れがあるが、主任相談支援専門員研修を今年度受けなければ、誰が各地域での人材育成とかの実習を受けていく立場になるのか、すごく気になる。
* 主任相談支援専門員のいない市町村も出てきて、新カリキュラムを受けた相談員さんの実習受け入れ先をどこにしていくというのは、どんなイメージなのか。

（事務局）

* 今、府で答えられるのは、市町村と相談をしていくしかないということだと思っている。
* どのような形で受けていただけるのか、基幹相談支援センターにご協力いただいたり、基幹相談支援センターがないところは、その他どこで担っていただけるのかという相談になる。府から一方的に「こうしてください」と言っても、できない市町村もあると思うので、状況をお聞きしながら決めていくことになると思う。

（委員）

* 新カリキュラムの要項をきちんと見ていないが、主任相談支援専門員のもとで実施するというのが新カリキュラムのイメージだと思うが、いかがか。

（事務局）

* 主任相談支援専門員と明確にはなっていない。SV（スーパーバイズ）を受けてくるという書きぶりになっている。

（委員）

* 他の研修も含めて、40～50人の定員で実施し、さらに希望がある場合に、年度内に複数回やるのは困難か。

（事務局）

* 運営上受け入れが可能であれば、受講者を多少増やす対応は、これまでも行っている。
* 体制加算にかかる範囲の方を支援されている希望者を優先的に受講決定している。
* 日程を増やすことができるかどうかについては、今の時点では、お答えできないが、受講できないことで加算が取れず困ることのないよう毎回配慮をしている。

（部会長）

* 主任専門支援相談員研修は市町村１名ということで、理解されているのか。

（事務局）

* ７月１日の地域自立支援協議会の情報交換会で、これら府の方針を説明したが、それ以降に質問等はないので、理解されていると思う。

（部会長）

* 今年度の状況と次年度の計画を併せて伝えた方が、納得感があると思うので配慮を。

（委員）

* 資料３報告書第二章のビジョン（案）では、市町村がどのような相談支援専門員の階層別の役割をして欲しいのかを明確に打ち出したほうがよい。
* 基幹を作らない市町村では、役割分担をどのようにするのか。参考資料２の国のイメージ図では、基幹を中心にし、そこに主任という配置になっているが、直営の基幹で今回の受講要件に見合う人がいるのか。
* 基幹の直営の人で、ファシリテーターに出てくれている人はあまりいない。市町村職員が出てくるというのもない。相談支援専門員の研修を修了している人も少ない。私の市町村でも、現任研修を受けて３年以上の人は顔が浮かばないほど。
* ５０人に絞るのは、ハードルが高いと思っている。これからはそのようなことも含めて、相対的に１人職場でもきちんとスーパーバイザーが受けられ、ＯＪＴも受けられる体制、仕組みを市町村でどのように考えてもらえるのかということを示せるような人材育成ビジョン、そのような点をもう少し明確に打ち出せるように変えていかないといけない。

（委員）

* 私も同じ。基幹にその人材がいない場合どうするのか、基幹にいなくても、他の事業所に適任者がいた時に、その位置づけとして、基幹に委託契約のような形もできなくはないのかと思う。ある市では、いろいろな事業所が基幹になった人を派遣してもらうことは過去にもあり、そのような形が可能か市町村に問いかけていただきたい。

（委員）

* 要件だけを見れば、市町村にはいないということで、推薦しないこともありうる。
* 対象者がいなければ、「先程の委員がおっしゃったような方法もある」とか、市町村にも何か考えてもらう一つの文言があってもよい。

（委員）

* 主任研修の推進に関して、市町村が人材をどれだけ把握しているのか、市町村から推薦してもらうことは、研修を修了している人やベテランなど、市町村の相談支援専門員の力量・履歴を改めて知ってもらう良い機会になる。

（事務局）

* 主任は基幹相談支援センターに配置されるのが望ましいが、基幹相談支援センターに準ずる地域の相談支援事業所等の推薦も受け付ける。
* 基幹がない市町村でも、地域で中核的な役割を担っている事業所もあると考えられるため、府の求める主任の役割を担っていただけるのであれば市町村から推薦いただければよい。
* 加算を取るための研修ではなく、研修受講後に市町村と連携しながら、協議会への参画、その他の役割を担っていただける方を市町村から推薦していただきたい。

（部会長）

* 報告書の中にどのような相談支援体制が望まれるのかというイメージを入れなければ、「しんどさ」を少しでもカバーできる体制づくりにはつながっていかない。
* 主任は始まって初年度であるため、特に打ち出すのは難しいのではないか。
* 先行事例を紹介し、その考え方や位置づけを説明・整理していくやり方でもよい。
* 大阪市では複合的な困難事例については、つながる場という検討会議での位置づけが出てきた。その場では、基本的には基幹相談支援センターに入って、実践教育を挙げてから、そこに持っていくというような流れを検討している。そのような事例も出して、「困難事例があったときにも、道筋は用意されている、そのような市もある」というものがあればよい。
* 相談支援事業所の連絡会のような場で、SVやスーパービジョンを行ったりというものが出てきて、そこの意味が「このようにあるのだ。」と報告書の中にも出せたらよい。

（委員）

* 初めに話したように、現場の支援の難しさをスーパーバイズできる役割を主任相談支援専門員には担っていただきたいが、それなりの経験や力があっても、全ての人をサポートできるわけではない。
* 担いきれない役割をどことどのようにつなぐのか。主任相談支援専門員を中心に、より専門性の高いスーパーバイズをしてもらえる人や基幹との連携を図れる仕組みというのが示されていたほうがわかりやすい。

（委員）

* 人材育成ビジョン（案）の内容検討も今回行うのか。

（事務局）

* 今日はご意見をいただき、第２回にブラッシュアップしたものを示したい。

（委員）

* 参考資料1-1の２ページと３ページの字数が大きく違うので、２ページは読みたくないという感じになってしまう。昨年作成したときに、載せたい文言を全部いれてしまったが、少し文言整理が必要。
* バランスも含めて、読んでもらえるような構成にもう一度考えたほうがよい。

（部会長）

* この人材育成ビジョンについても、ご意見があればということですが、いかがか。

（事務局）

* 人材育成ビジョン（案）については、主任相談支援専門員について、最後のイメージ図以外に入っていないため、事務局で主任相談支援専門員を追加した（案）を作成し、第2回部会までに、ご意見をいただく予定。

（部会長）

* 主任の具体的な位置づけは、まだ打ち出しにくい状況かと思う。
* 参考資料1-1の８ページ、９ページの図の基幹相談支援センター職員研修がそのまま主任になったというイメージが少し気になる。

（事務局）

* 昨年度末の人材育成ビジョン（案）では、８ページ、９ページの図は既存資料を活用している。若干変更しているが、全体イメージとして、SVと主任が入れ替わっただけという点は否めない。実際の研修もSVコース、基幹相談支援センター職員コースを主任に替えたものとなっている。
* 新たな主任相談支援専門員という概念、位置づけを、府として、どのように表すのか。この図になるのか、別の図になるのか、検討していきたい。

（委員）

* 役所は相談支援専門員がいても、ケースをもっていない。役所と一体になって支援ができる仕組みが必要で、そのためにはケースを担当することができないのかと思うが、その辺りはどうなのか。

（委員）

* 役所が計画相談を何件かもつというのは、現実的にはなかなかしんどいのではないかと思う。
* セルフ支援を役所の職員がやっているという実情はあり、その部分でいうと、書類は作成していないが、そのケースに深くかかわっている。深くかかわってしまうのがいいのかどうか、係の中では疑問に思うこともある。

（部会長）

* 報告書の中の行政との関係づくりで、どのように相談支援専門員としてよいのか、そのような要素があるなら人材育成の中でもいいのかもしれない。
* 人材育成ビジョンか報告書で、権利擁護というところで、もう少し相談支援の役割みたいなのものが前に出てきてもいいのではないか。
* 虐待でいうと、まだ全国で一番通報件数も認定件数も施設も擁護者も多く、そのようなところも相談支援でつないでいる方はたくさんいるので、そこの役割はもう少し強調し、後見人の利用なども打ち出していく必要があると思う。

（委員）

* 今のお話は第一章の一番初めの担い手、意義・役割のところに。権利擁護、ケアマネージメントイコール権利擁護ですから、もう少し強調できるところがあっても良い。
* 第２回までの間に、国研修も人材育成ビジョンの見直しもあり、メール等でやり取りをしながら、次の部会を開催するということか。

（事務局）

* 事務局で骨子（案）を作成し、ご意見等を頂きながら、第２回部会開催前に説明させていただく。

（部会長）

* 日程的にタイトになるが、国研修の状況等についての報告や先行事例の収集など、情報提供していただき、連携しながら考え・方向性を固めることができればと思う。

以上